

ふるさと納税の新しい公共への活用 —予算に充てずに地域活性化を図る—

川村 基

Utilizing the Hometown Tax for the New Society
—Achieving Regional Vitalization Without Budget Appropriations—

Hajime KAWAMURA

ABSTRACT

In recent years, disparities, for example, in education, transportation, health care and living level, have widened between city and rural dwellers. Local governments, in a severe financial situation, are working to ensure revenue to strengthen financial efforts. This paper focuses on the hometown tax, which is expected to be one of the financial measures.

The hometown tax is a system that depends on the thought of contributors that contribute to the hometown. This system got the sympathy of many people through its name. Making progress on such a contribution culture reshaped the involvement of individuals and society, leading to the first step that can be expected for the vitalization of each region.

In this paper, the author discusses the relationship between the hometown tax and local government budget, with the aim of the vitalization of regional public-private collaboration.

KEYWORD: Hometown Tax, Local Government Budgets, Contribution Culture, the New Society, Regional Vitalization

I はじめに

近年、都市圏とそれ以外の地域において、高等教育、交通基盤、医療、生活水準等の格差が広がりを増している。しかし、内閣府の県民経済計算による一人当たり所得金額は、居住地の違いで大きな開きが見られない⁽¹⁾。

地方公共団体は、自治財政権を有しており必要な財源確保のために地方税等を徴収している。現在、地方公共団体の歳入は、998,429億円であり、その内、地方税は344,608億円（うち、個人住民税116,239億円）である⁽²⁾。

国と地方公共団体は、少子高齢化社会による生産人口の減少期に突入し、一層厳しい財政状況に陥ると予想されるので、速やかな財政の健全化に向けた取り組みを各種強化している。例えば、人件費の削減、公有財産の売却・貸付、行政サービスの縮小・民営化・廃止、税・使用料の収納率向上等を行うことで、歳出削減と歳入確保に奔走している。しかし、地方公共団体は、単独での努力に限界がある。

今日、地方公共団体の役割が改めて問われるようになり、地方公共団体は、地域の特色を生かしつつ住民負担と選択に基づき各々の地域に相応しい公共サービスを提供する必要がある。その活動に充てる財源として、ふるさと納税による寄付金が考えられる。

本稿は、ふるさと納税制度の役割、課題、現状を踏まえて、さらに、地方公共団体の予算との関

2014年12月19日受付、2015年3月24日最終受付
川村 基 四国大学附属経営情報研究所
Hajime KAWAMURA, Nonmember
Research Institute of Management and Information Science
Shikoku Univ., Tokushima, 771-1192 Japan.
四国大学経営情報研究所年報 No.20 pp.23-37 2015年3月

表1 ふるさと納税件数上位5府県

(単位：件)

	平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
第1位	宮崎県	4,579	岩手県	6,144	鳥取県	3,218	鳥取県	24,198
第2位	神奈川県	1,460	福島県	4,280	岩手県	3,201	長野県	3,470
第3位	沖縄県	1,368	鹿児島県	842	福島県	1,818	岩手県	1,935
第4位	千葉県	1,102	鳥取県	729	熊本県	906	熊本県	1,852
第5位	鹿児島県	830	大阪府	697	鹿児島県	847	福島県	1,352

(出典) ふるさと納税情報センター情報発信サイト「全国の受付状況」より作成。

http://info.pref.fukui.lg.jp/furusatonouzei/210_result/index.html

(最終閲覧日2014年12月18日)

表2 ふるさと納税実績額

(単位：円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実績額	954,827,859	1,664,075,949	1,171,071,601	1,189,573,191

(出典) ふるさと納税情報センター情報発信サイト「全国の受付状況」より作成。

http://info.pref.fukui.lg.jp/furusatonouzei/210_result/index.html

(最終閲覧日2014年12月18日)

係から、寄付金を地域の活性化に繋げることに
いて考察する。

II 新たな寄付金制度

1 ふるさと納税制度の成立

ふるさと納税の構想は、2006(平成18)年10月、福井県知事西川一誠による故郷寄附金控除に端を発する。地方で育ち都会で働き、老後は地方に戻るといふ人の循環を踏まえて、地方が子供を育てるために費やしたコストを回収する手段はないかという問題意識から、ふるさとに寄付を行った場合、それに見合う控除を受けることができる制度を提案したのである。その後、ふるさと納税の議論は、2007(平成19)年5月1日に菅義偉総務大臣(当時)が外遊先のパリで同行記者団に、ふるさとで生まれ、育ち、都会に出ても自分の意思でふるさとに納税できる制度があっても良いのではないかという問題提起から、住民税の一部をふるさとに寄付する構想を明らかにしたことを直接のきっかけとする。この議論は、ふるさと納税というネーミングの絶妙さと多くの人々の共感を得たことでメディアでも頻繁に取上げられた。

そして、同年6月1日に総務省は早々に研究会を立ち上げ、制度の実現に向けた検討を始めた。また、当時の閣内からも賛意を示す大臣が見られ、税制を所管する財務省の事務次官までも一定の理解を示すなど、実現に向けて追い風が吹くことになる。それから、同年10月5日に研究会は『ふるさと納税研究会報告書』(以下「報告書」という。)をまとめた。報告書の内容は、そのまま地方税法等改正案に盛り込まれ翌年の通常国会に提出され、2008(平成20)年4月30日に成立し、平成20年度税制改正においてふるさと納税が導入された(表1、表2)。これは、ふるさとに対する思いを税制上で後押しするという観点からできたものである⁽³⁾。ふるさと納税にかかる部分は、2009(平成21)年4月1日施行であるが、2008(平成20)年1月1日以降に支出された寄付金から適用されることとなった。現在、ふるさと納税は全国1,788の地方公共団体に受付けている⁽⁴⁾。

2 ふるさと納税制度の役割

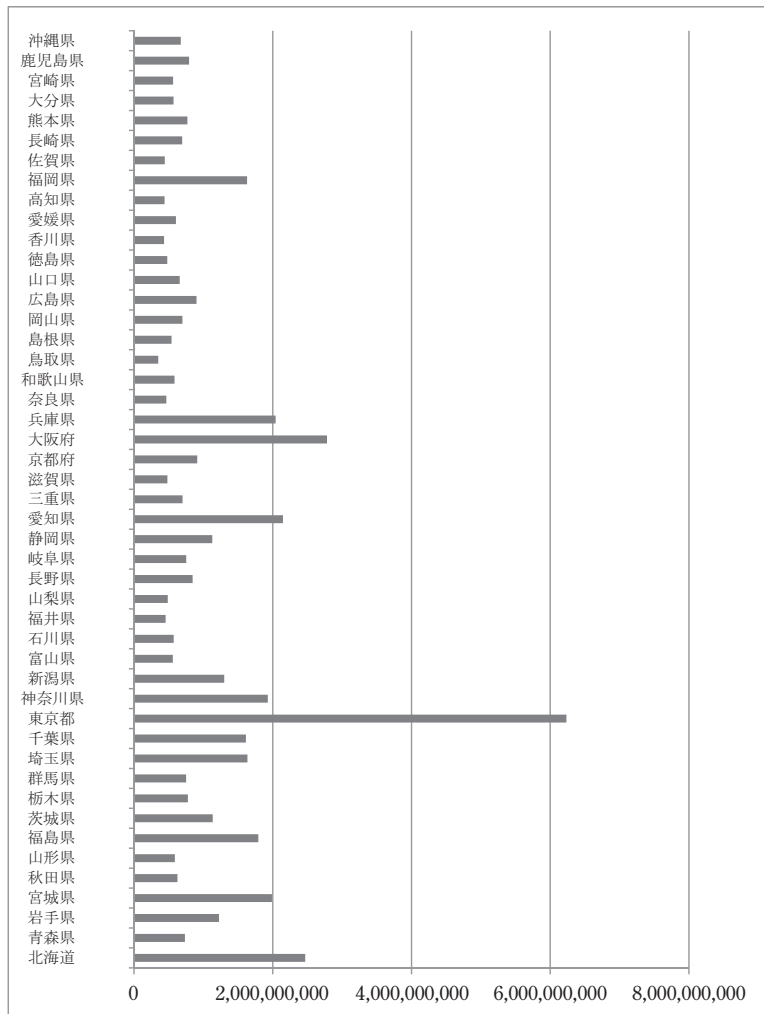
地方公共団体は、将来を担う子供たちに多額の行政コストをかけて育てているのに、そのコストを税として回収する前に都市圏へ子供たちが流出

する。生まれてから高校卒業までの18年間で教育費用として1人当たり1,600万~1,700万円費やすことになる。すなわち、都市圏は地方の人材と財源を使いながら経済活動を行っているのである。

そこで、ふるさと納税の構想が持ち上がった当初、この制度は主として都市と地方との税収格差を是正する一環として位置づけられていた。そのため、国と地方の税収割合を一对一にするためには、三位一体改革に伴う3兆円の税源移譲によって税収割合が5.5：4.5にまでなったが、さらに、

最低5兆円の税源移譲が望まれた。しかし、個人住民税の1割までと控除の上限が設けられたので⁽⁵⁾、期待できる効果額は、最大でも1.1兆円に留まる⁽⁶⁾。これは、仮に個人住民税の納税者全員がふるさと納税を行った時の効果である。実際、2014（平成26）年3月末における全国都道府県のふるさと納税は、受入件数43,453件、金額11億8,957万3,191円である⁽⁷⁾。この寄付金額は、都道府県一団体あたり約2,300万円であり、地域間格差是正への影響力はない（図1）⁽⁸⁾。

図1 平成24年度都道府県歳入 (単位：千円)



(出典) 総務省「平成24年度地方財政統計年報」。
<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/toukei24.html>
 (最終閲覧日2014年12月18日)

表3 県予算とふるさと納税額の対比

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
徳島県 当初予算	442,258,000	450,931,000	423,858,000	456,133,000	462,075,000
ふるさと 納税額	26,237	31,288	33,323	54,657	43,271

(出典) ふるさと納税情報センター情報発信サイト「全国の受付状況」、徳島県「予算」より作成。
<http://info.pref.fukui.jp/furusatonouzei/katsudou/katsudou-top2.html>
<http://www.pref.tokushima.jp/zokusei/yosan/>
 (最終閲覧日2014年12月18日)

表4 市予算とふるさと納税額の対比

(単位：千円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
徳島県 当初予算	89,878,993	90,430,932	95,985,211	93,949,243	94,624,656
ふるさと 納税額	1,109	3,029	1,331	1,155	1,340

(出典) 徳島市「寄附金はどう使われるの?」、徳島県「徳島県内市町村の財政状況」より作成。
<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/furusato/gaiyo03.html>
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2005051100042/>
 (最終閲覧日2014年12月18日)

ふるさと納税の都道府県における実績については、福井県が事務局として運営しているふるさと納税情報センターにおいて情報を提供している。しかし、ふるさと納税による寄付金控除に伴う減収額のデータは入手困難である。

ふるさと納税は、我々(寄付者)の任意による行為(寄付)である以上、多少なりの財源移転の効果は見られるものの、地方公共団体の財政規模に比べて小さいものである(表3, 表4)。結果として、ふるさと納税制度の趣旨・目的から税収格差の是正が外されたのは、当然の成り行きである。

我々には誰にでもふるさとがあり、ふるさとの発展のために何らかの貢献をしたいと思っている。特に、地方から都市へ出て暮らす者にとっては、より強い気持ちである。そのため、ふるさと納税研究会は、「国民が『ふるさと』の大切さを再認識することに役立つという意義が重要」⁹⁾であるとしている。さらに、ふるさと納税制度は、租税に対する意識改革に繋がることになる。

したがって、ふるさと納税制度の根底には次の

ような意義が内包されている¹⁰⁾。第一は、寄付者自身が寄付先を選択することによる寄付意識の浸透である。第二は、ふるさとの再認識である。第三は、自治意識の進化である。

3 ふるさと納税制度の課題

ふるさと納税制度は、国民の大きな関心と呼んで成立したが、制度について以下の課題が指摘できる。

第一は、ふるさと納税という表現の誤りである。寄付者のふるさとへの強い思いと、税と寄付という性質の異なるものを混同したことにより生じたものである。税とは、租税法主義の下で国・地方公共団体が公権力を持って強制的に負担を課すものであり、例えば、住民税は応益負担や負担分担などと言われる。また、条例の効力のおよぶ範囲との関係からも、住所地以外への課税権を認めることはできないのである。一方、寄付とは、寄付者の自己犠牲あるいは自由意思の下で、自己の目的達成あるいは自己実現のために反対給付を期待しない善意行為である。

表5 徳島県平成26年度当初予算活用事業

(単位：千円)

	事業費	寄附金充当額
①豊かな自然を守り継承する事業	35,040	5,000
②多様な文化を継承発展させる事業	55,369	14,171
③個性的な産業を振興発展させる事業	15,500	3,000
④次代を担う人材を守り育てる事業	19,600	7,000
⑤地域を活性化させる事業	55,400	12,000
⑥様々な魅力を発信する事業	5,000	2,000

(出典) 徳島県「平成26年度当初予算の概要」より作成。
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2014031100101/>
 (最終閲覧日2014年12月18日)

したがって、寄付者の意思により寄付先を任意に選べる仕組みは租税の強制性と相容れないので、納税という表現よりも寄付と改めるべきである。しかし、「控除付きの寄付が、選択納税の役割を果たす、という意味でも、ふるさと『納税』は誤用でなく、性格の一端をあらわしていると考えべき⁽¹¹⁾」との意見もある。

第二は、寄付金控除を受けるためには、確定申告を行うことである。確定申告に馴染みの薄いサラリーマンにとっては、面倒を被るだけなのでふるさと納税の利用を敬遠する一つの要因として考えられる。そのため、年末調整で寄付金控除に対応できるようにすべきである。

第三は、ふるさと納税制度に当初の地方公共団体間における税収格差の是正効果が期待できないとわかっているにも関わらず、「制度の導入自体を見直すのではなく、はじめに導入ありきでその趣旨・目的のほうを置き換えて議論を進めたこと⁽¹²⁾」である。つまり、ふるさと納税が、何のためのふるさと納税なのかということをいま一度考え直して本質的な解決策を考えるべきである。

第四は、ますますふるさと納税が盛んになることで、地方公共団体は、我々の関心を惹きつけるような魅力的な政策を打ち出す(表5)。すると、地方公共団体間の競争が高まりをみせるようになり、結果としてふるさとの活性化が図れるのであれば、そのこと自体は好ましい⁽¹³⁾。しかし、地方公共団体にできることには限りがある。例えば、

パンフレット、PR活動、お礼品等に注ぎこめる予算も人員も財政状況の厳しい地方公共団体では足りない。そのため、寄付を集めるために多くの経費がかかること、そして、地方公共団体間の競争を煽るような動きは、ふるさと納税の趣旨・目的の妥当性を改めて問われることになる。

それでも、一定のふるさと納税の土壌が整うことが前提である。なぜなら「地方自治体の間で、ふるさと納税は割に合わないといった冷めた見方が広まり、果ては制度そのものが縮小していったのでは元も子もない⁽¹⁴⁾」からである。このことを無視して地方公共団体間の競争を煽ることになれば、当然、地方公共団体間の格差だけが広がる結果を招くことになる⁽¹⁵⁾。

III ふるさと納税制度の徳島県・徳島市での取り組み

地域に貢献したいと考える人、ボランティア活動などを通じて地域を応援したいと考える人がますます増えている⁽¹⁶⁾。ふるさと納税制度が始まって6年が経過し、この間、各地方公共団体は、寄付を多く受けるためにふるさとの魅力を高めようと様々な工夫・取り組みを行っている。例えば、寄付者へのお礼状、寄付金の使途を指定できる寄付メニュー、寄付の利便性向上のためのクレジット決済、特産品の贈呈等といったものである(表6, 表7)。その結果、ふるさと納税は地方公共

表6 徳島県ふるさと納税の特典

寄附をお寄せいただいた方には、次のお礼を送付させていただきます。 	
□徳島県広報紙「OUR徳島」1年分	
	
徳島の旬の情報をお届けします。	
□ふるさと“OURとくしま”応援事業への寄附金活用報告書 寄附をいただいて実施している事業の状況をお知らせします。	
□徳島県産「すだち」	
	
徳島県産「すだち」を送付させていただきます。 (ただし、10月以降に寄附をいただいた方への送付は、来シーズンとなります。)	
□県立施設のペア招待券	
	
	
博物館、近代美術館、鳥居龍蔵記念博物館、文学書道館、阿波十郎兵衛屋敷、あすたむらんど子ども科学館、渦の道の7施設で利用できます。	
□徳島県物産観光交流プラザ『あるでよ徳島』10%割引券	
	
阿波おどり会館1階の「徳島県物産観光交流プラザ『あるでよ徳島』」の他、大阪の「とくしま県の店」、名古屋の「徳島県名古屋物産センター」でも利用できます。	

(出典) 徳島県「ふるさと“OURとくしま”応援サイト」。
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010122700090/>
 (最終閲覧日2014年12月18日)

表7 徳島市ふるさと応援寄付金の特典

ご寄附いただいた皆さまには、市長からお礼状をお送りさせていただきますとともに、感謝の気持ちといたしまして、次のものを進呈いたします。

寄附の金額	特典	
5千円以上	1 「心おどる水都・とくしま ふるさと応援寄附金招待券」(ペア) 「阿波おどり会館1階 『あるでよ徳島』10%割引券」	
3万円以上	1 「心おどる水都・とくしま ふるさと応援寄附金招待券」(ペア) 「阿波おどり会館1階 『あるでよ徳島』10%割引券」	
	2 (一つ選択)	A 特産品詰め合わせセット
		B 地酒セット
		C 阿波しじら織セット
		D 銘菓セット
E 阿波おどり観覧券(ペア) (6月中に納付の方限定)		
10万円以上	1 「心おどる水都・とくしま ふるさと応援寄附金招待券」(ペア) 「阿波おどり会館1階 『あるでよ徳島』10%割引券」	
	2 上記「2 A～E」から3つお選びいただけます。 (同じものを複数お選びいただくこともできます。)	

- ・ ※注 お一人様、年間(4月1日から翌年3月31日まで)で1回とさせていただきます。さらに、いつも応援していただいてくださる皆さまに特別な感謝を込めて…

ご寄附の回数が3回に達した方 (その後は3回毎)	長寿スタダ(8～9月頃に送付予定)
-----------------------------	-------------------

(出典) 徳島市「ご寄附いただいた皆さまに感謝の気持ちを…」。
<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/furusato/gaiyo04.html>
(最終閲覧日2014年12月18日)

表8 四国4県のふるさと納税実績額

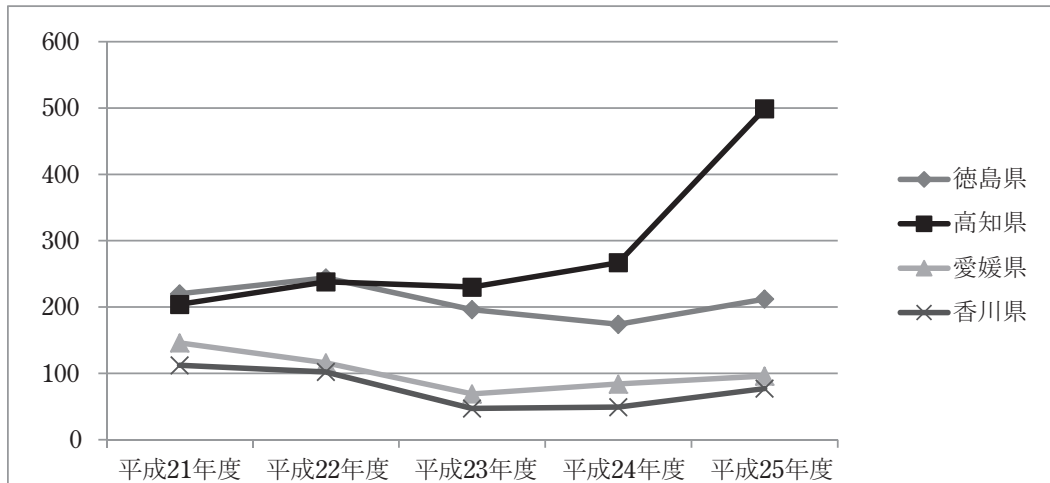
(単位:円)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
徳島県	26,237,000	31,288,001	33,323,702	54,657,000	43,271,000
高知県	9,674,487	13,340,975	11,733,672	28,947,986	16,901,737
愛媛県	9,072,724	6,215,000	3,382,900	5,006,000	5,052,230
香川県	5,464,500	7,989,000	7,568,000	4,569,000	3,704,000

(出典) ふるさと納税情報センター情報発信サイト「全国の受付状況」より作成。
http://info.pref.fukui.lg.jp/furusatonouzei/210_result/index.html
(最終閲覧日2014年12月18日)

図2 四国4県のふるさと納税件数の推移

(単位:件)



(出典) ふるさと納税情報センター情報発信サイト「全国の受付状況」より作成。
http://info.pref.fukui.lg.jp/furusatonouzei/210_result/index.html
 (最終閲覧日2014年12月18日)

表9 徳島県ふるさと納税メニュー事業実績

	平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
①豊かな自然を守り継承する事業	33	2,496	24	1,985	35	1,797
②多様な文化を継承発展させる事業	26	6,537	21	5,730	21	6,325
③個性的な産業を振興発展させる事業	14	411	14	310	16	609
④次代を担う人材を守り育てる事業	25	3,342	25	5,280	21	1,834
⑤地域を活性化させる事業	23	2,138	17	870	13	10,764
⑥様々な魅力を発信する事業	15	366	13	533	11	80
⑦知事おまかせメニュー	127	18,033	118	39,944	135	21,859

(出典) 徳島県「ふるさと“OURとくしま”応援サイト【寄附金の受付状況】」より作成。
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010122100173/>
 (最終閲覧日2014年12月18日)

団体側の取り組み方(自己宣伝, 寄附金活用)で成果(寄附金額, 寄附件数)が大きく左右されることになる(表8, 図2)。

ふるさと納税制度が如何に我々(寄附者)側の視点から高評価な制度であったとしても, それを運用するのはそれぞれの寄附先の地方公共団体である。ふるさと納税制度を利用する者は, 自身の寄附金がどのような使われ方をしたのかについて

関心を強く持っている。そのため, 寄附を受けた地方公共団体は, 寄附者の庶幾に応えるためにふるさと納税による資金がどのような事業に使われ, どのような成果が期待されるのかを説明(開示)することになる(表9, 表10)。多くの地方公共団体が, 寄附金の使途を選択できるようにした上で, 使途を明確にした基金の設置や政策メニューの提示, 事後的な寄附金の使途状況の報告等につ

表10 徳島市のふるさと納税事業実績

(単位：千円)

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
にぎわいの都市づくり	254	190	300	320
しあわせの生活づくり	0	91	65	55
ぬくもりの社会づくり	2,060	60	60	75
かがやきの人づくり	200	60	0	0
市長におまかせ!	515	930	730	890

(出典) 徳島市「寄附金はどう使われるの?」より作成。

<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/furusato/gaiyo03.html>

(最終閲覧日2014年12月18日)

いて随時情報提供をホームページなどで行っている。ただし、これは法令で規制すべき性質のものではないので、各地方公共団体の取り組みに任されている。

IV ふるさと納税を予算に充てる

1 地方公共団体の予算の意義

予算制度は財政民主主義の要請の下、納税者の意思に沿った権力の行使を保障するシステムとして発展した。

予算は一会計年度における収支の予定的な総額計算であり、種類・目的・性質に応じて体系的、かつ、組織的に集計編纂した見積書であるため、当該地方公共団体の会計年度内における収支の内容、事務事業の概要、その方向性が財政的な側面から明らかになる。また、予算は、一定期間内の計画という意味では、個人、企業と大差ないとの考えもありうるが、「①予定された諸活動を将来正確に実現しようという意思が組みこまれており、行政権者はその実行義務を負うこと、②私的企業における余剰創出原則とは異なり、収支均衡への志向が存すること、③一定の時間的間隔を置いて定期的に作成される」⁽¹⁷⁾ こと等、独自の特徴を有する。つまり、予算とは、「一定期間における国や地方公共団体の財政計画すなわち収入・支出と債務負担行為の見積り及びその執行準則を規定したもので、法規に準じた形式で議会の承認を受けたもの」⁽¹⁸⁾ である⁽¹⁹⁾。

そして、地方公共団体の事務及びこれらに付随する事務を行うために、予算の機能を十分に果たすことができるよう予算原則が打ち立てられており、1) 総計予算主義の原則⁽²⁰⁾、2) 会計年度独立の原則⁽²¹⁾、3) 予算限定の原則⁽²²⁾、の3点に大別される。

2 地方公共団体の会計年度

地方公共団体の行政や財政の活動、事務処理等は予算に基づき分断されることなく継続して行われる。しかし、こうした各種の活動に計画性や合理性を持たせるとともに、その活動の成果等の検証が行えるよう一定の期間を単位として設定し、その期間の収入・支出を区分して経理することが合理的である。そこで、会計年度とは、「地方公共団体の収入、支出等を区分して、その関係や会計経理を明確にするために設けられた一定の期間をいい、地方公共団体の財務事務の基本となる予算が、原則としてその効力を保有し、存続する期間(有効期間)を意味する」⁽²³⁾ ものである。

地方公共団体の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる⁽²⁴⁾。この期間内における地方公共団体の歳出は、その年度内の歳入をもって、これに充てなければならない⁽²⁵⁾。それぞれの会計年度に支出する経費の財源は、その年度における収入によって支弁しなければならないということ、ある会計年度に属する収入および支出は、他会計年度にわたって処理することができないということであり、このような建前を会計年度独立の

原則という。

3 会計年度独立の原則

地方公共団体の各会計年度における歳入とは一会計期間における一切の収入であり、歳出とは一会計期間における一切の支出である（『地方自治法』第208条2項）。この原則を会計年度独立の原則という。また、この原則に基づき「毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない」⁽²⁶⁾ことになる。

会計年度独立の原則は、一定期間を画して地方公共団体の収入と支出との均衡を計り、金銭の受払の関係を整理するために設けられたものであることから、当然に導き出されるものである。

V おわりに

ふるさと納税制度は、国、地方公共団体の課税権に基づき強制的に徴収される税という形ではなく、「未来志向でふるさとを考える人々」⁽²⁷⁾による真摯な思いに依存する制度である。こうした寄付文化を進展させることは、個人と社会の関わり合いを作り変え、地域の活性化を期待できる第一歩に繋がることになる。

現代社会において、特定の地域や特定の人々のニーズに応える公共サービスの提供が求められている。このような状況の中で、「『新しい公共』を通じて、住民に依拠した自治体のあり方が問われている。」⁽²⁸⁾それゆえに、「これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、『新しい公共空間』を形成するための戦略本部」⁽²⁹⁾としての役割が求められる。

しかし、地方公共団体は、公平・平等を理念としてサービスを提供するので柔軟に迅速な対応でニーズに応えることが難しい。さらに、行政だけでは住民の複雑化、多様化、高度化するニーズに応えることが困難になってきた。そこで、行政に代わる活躍が期待できる担い手として、市民活動（市民、ボランティア、特定非営利活動法人等）による新しい公共が挙げられる⁽³⁰⁾。新しい公共は、

地方公共団体と住民とが共に担い手を創りだすことに重点が置かれる。

今日、特定非営利活動法人は約5万法人まで増えており、公共サービスの提供を担うという意識が人々に根付いてきた（表11）。これまで行政が主として提供してきた公共サービスも各地域において住民団体をはじめ特定非営利活動法人等多様な経済主体が提供する多元的な仕組みになる。そこで、こうした活動の支援が必要である。市民活動は大・小さまざまな規模であり、活動資金の獲得もまちまちな状態である。それを、ふるさと納税制度の導入によって支援することができる⁽³¹⁾。

けれども、ふるさと納税を地方公共団体の予算に組み込むと、新しい公共活動の支援に際して活用しにくいと考える。予算は地方公共団体の会計年度内における歳出をその年度内の歳入をもって、これに充てることになるので、他会計年度にわたって処理することができない。また、前記（表3）、（表4）で見たように、地方公共団体の予算に占めるふるさと納税額は、極々微細である。そのため、予算から除いても地方公共団体への影響は、ほほないものと考えられる。

そこで、ふるさと納税による寄付金を予算に組み込まないことで、ふるさとへの貢献を思う寄付者の要望に沿う公共サービスへと資金を充てることができる。しかも、地方公共団体がふるさと納税を充当して行う事業と特定非営利活動法人の活動分野が似たものも含まれていると考えられる。すなわち、ふるさと納税を地方公共団体の予算に充てずに新しい公共へ回すことで、重複する分野において行政がサービスを提供する必要はなくなる（表12、表13）。したがって、ふるさと納税による寄付金は、地方公共団体の予算として処理せず、特定非営利活動法人等の活動を寄付によって促進させることで、微細な住民ニーズにまで応えられるようになり、官民協働による地域活性化の取り組みとして十分な成果をもたらすことが期待できる。

表11 NPO 法人の認証数の推移

年度	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年
認証法人数	23	1,724	3,800	6,596	10,664	16,160	21,280
年度	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
認証法人数	26,394	31,115	34,369	37,192	39,732	42,385	45,139
年度	平成24年	平成25年	平成26年度 9月末現在				
認証法人数	47,541	48,983	49,460				

(出典) 内閣府 NPO ホームページ「NPO を知ろう (統計情報)」。
https://www.npo-homepage.go.jp/about/npodata/kihon_1.html
 (最終閲覧日2014年12月18日)

表12 特定非営利活動法人の活動分野について (平成26年9月30日現在)

(単位：法人)

第1号	保健，医療又は福祉の増進を図る活動	28,906
第2号	社会教育の推進を図る活動	23,470
第3号	まちづくりの推進を図る活動	21,600
第4号	観光の振興を図る活動	1,847
第5号	農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動	1,561
第6号	学術，文化，芸術又はスポーツの振興を図る活動	17,000
第7号	環境の保全を図る活動	13,774
第8号	災害救援活動	4,034
第9号	地域安全活動	5,719
第10号	人権の擁護又は平和の活動の推進を図る活動	8,099
第11号	国際協力の活動	9,813
第12号	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	4,379

第13号	子どもの健全育成を図る活動	21,381
第14号	情報化社会の発展を図る活動	5,699
第15号	科学技術の振興を図る活動	2,977
第16号	経済活動の活性化を図る活動	8,569
第17号	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動	12,210
第18号	消費者の保護を図る活動	3,057
第19号	前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動	22,400
第20号	前各号で掲げる活動に準ずる活動として都道府県又は指定都市の条例で定める活動	136

(出典) 内閣府 NPO ホームページ「NPO 法人の申請受理数・認証数」。
https://www.npo-homepage.go.jp/portalsite/bunyabetsu_ninshou.html
(最終閲覧日2014年12月18日)

表13 ふるさと納税による事業メニューの例

(1) 豊かな自然を守り継承する事業
(2) 多様な文化を継承発展させる事業
(3) 個性的な産業を振興発展させる事業
(4) 次代を担う人材を守り育てる事業
(5) 地域を活性化させる事業
(6) 様々な魅力を発信する事業
(7) にぎわいの都市づくり
(8) しあわせの生活づくり
(9) ぬくもりの社会づくり
(10) かがやきの人づくり

(出典) 徳島県「ふるさと“OURとくしま”応援サイト【寄附金の受付状況】」、
徳島市「寄附金はどう使われるの?」より作成。
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2010122100173/>
<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/furusato/gaiyo03.html>
(最終閲覧日2014年12月18日)

(註)

- (1) 内閣府「県民経済計算」。
http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin_top.html (最終閲覧日2014年12月18日)
- (2) 総務省「平成24年度地方公共団体普通会計決算の概要」。
http://www.soumu.go.jp/main_content/000261446.pdf (最終閲覧日2014年12月18日)
- (3) ふるさと納税の対象となるふるさととすべき地方団体は限定せず、納税者の意思に委ねることとする(報告書 pp.7-8.参照)。
- (4) みんなの知識ちょっと便利帳「全国都道府県別市区町村数一覧」。
http://www.benricho.org/chimei/kazu_all.html
 (最終閲覧日2014年12月18日)
- (5) 総務省は、限度額を2割に引き上げる方向で検討している(『旬刊タックスニュース』『旬刊税務会計』1990号2014)。
- (6) 総務省「3地方財源の状況」によれば、平成23年度個人住民税額約11兆1,838億円。
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/25data/2013data/25czb01-03.html
 (最終閲覧日2014年12月18日)
- (7) ふるさと納税情報センター情報発信サイト「全国の受付状況」。
http://info.pref.fukui.lg.jp/furusatonouzei/210_result/h25_pref.html (最終閲覧日2014年12月18日)
- (8) 日本経済新聞「税収偏在『是正できぬ』2007(平成19)年7月5日7面14版。
 ——「寄付金優遇税制を拡充」2007(平成19)年9月5日1面14版。
- (9) 総務省「ふるさと納税研究会報告書」p.3。
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf
 (最終閲覧日2014年12月18日)
- (10) 同上 pp.1-3.
- (11) 菅原敏夫「『新しい公共』の政策課題—『新しい公共』の原理と民主党政策—」
 『自治総研』第398号 2011 p.82.
- (12) 加藤慶一「ふるさと納税の現状と課題—九州における現地調査を踏まえて—」
 『レファレンス』第60巻第2号 2010 p.129.
- (13) 時事通信社「福島県市町村」『地方行政』第10522号 2014 p.14.
- (14) 前掲註12 p.130.
- (15) 時事通信社「六団体」『地方行政』第10510号 2014 p.20.
- (16) 時事通信社「一家言」『地方行政』第10498号 2014 p.9.
- (17) 滝野欣弥編『財務(1)新地方自治法講座⑧』ぎょうせい 1998 p.3.
- (18) 同上 p.2.
- (19) 『地方自治法』第215条。
- (20) 同上 第210条 一会計年度における一切の収入及び支出は、すべてこれを歳入歳出予算に編入しなければならない(ここでの収入とは、地方公共団体の各般の需要を満たすための支払いの財源となるべき現金の収納をいうのである)。
- (21) 予算を単一の見積表にあらゆる歳入歳出を包含させ、また、予算の調整も年一回にすることが望ましいとする原則である。これは、総計予算主義の原則と相互補完的な原則である。
- (22) 予算は、拘束力を財政運営に対して有するが、これは、①質的限定、②量的限定、③時間的限定、という三つの側面をもつ。これらのうち③の時間的限定を特に会計年度独立の原則と呼ぶのである。
- (23) 松本英昭『要説地方自治法〔第四次改訂版〕—新地方自治制度の全容—』ぎょうせい 2005 p.395.
- (24) 前掲註19 第208条。
- (25) 同上 第208条第2項。
- (26) 同上 第220条第3項。
- (27) 前掲註9 p.2.
- (28) 松井真理子「自治体における『新しい公共』をめぐるNPOの現状と課題」 p.4。
<http://www.geocities.jp/ssk21ww/ronbun-matsui2.pdf> (最終閲覧日2014年12月18日)
- (29) 総務省「『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』の策定」p.1。
http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/100512_1.pdf
 (最終閲覧日2014年12月18日)
- (30) 「『新しい公共』とは、人を支えるという役割を、『官』と言われる人たちだけが担うのではなく、教育や子育て、街づくり、防犯や防災、医療や福祉などに地域でかかわっておられる方々一人ひとりにも参加いただき、それを社会全体として応援しようという新しい価値観」である(首相官邸「鳩山総理の演説・記者会見等」)。
 神奈川県大和市「大和市新しい公共を創造する市民活動条例」第2条「市民、市民活動、事業者及び市が協働して創出し、共に担う公共をいう。」
- (31) 新潟県十日町市、東京都新宿区・杉並区、奈良県大和郡山市、佐賀県がNPO法人等への活動支援をふるさと納税で行っている。

【参考文献】

滝野欣弥編『財務(1)新地方自治法講座⑧』ぎょうせい

- 1998
松本英昭『要説地方自治法〔第四次改訂版〕—新地方自治制度の全容—』ぎょうせい 2005
- 今村都南雄「ガバナンスと市民・行政・政治—問われる『新しい公共』」『社会科学研究』第32巻 2012
- 片山善博「自治を蝕む『ふるさと納税』」『世界』第861号 2014
- 加藤慶一「ふるさと納税の現状と課題—九州における現地調査を踏まえて—」『レファレンス』第60巻第2号 2010
- 叶井泰幸「『寄付』制度の視点では一つの前進—構想段階の理念が言葉として残る—」『地方行政』第10049号 2009
——「納税件数、100未満の都道府県が7割弱—都市部では事実上『黙殺』も—」『地方行政』第10050号 2009
——「自治体の組織文化変革の一步にも—寄付金集めに必要な柔軟発想—」『地方行政』第10053号 2009
- 小池宜康「『ふるさと納税制度』の仕組みと現状～自治体の魅力発信の切り口から～」『自治大阪』第62巻第6号 2012
- 時事通信社「成果の一方では戸惑い自治体の『努力』で明暗ふるさと納税、導入1年」『税務経理』第8915号 2009
——「一家言」『地方行政』第10498号 2014
——「六団体」『地方行政』第10510号 2014
——「福島県市町村」『地方行政』第10522号 2014
- 菅原敏夫「『新しい公共』の政策課題—『新しい公共』の原理と民主党の政策—」『自治総研』第398号 2011
- 税務経営研究会「旬刊タックスニュース」『旬刊税務会計』第1990号 2014
- 永橋利志 近藤雅人「ふるさと納税に反対する」『JTRI』第24巻第1号 2008
- 永橋利志「地方課税権を検討する—ふるさと納税を中心として—」『JTRI』第24巻第2号 2008
- 西川一誠「ふるさと納税のすすめ」『税務弘報』第59巻第13号 2011
- 藤原真史「地方自治体の歳入確保の現状と課題—法定外税とふるさと納税制度を手がかりに—」『山梨大学教育人間科学部紀要』第10巻 2008
- 森信茂樹「地方の税源偏在問題を考える」『時評』第49巻第7号 第2007
- 徳島新聞「過剰特典歯止め検討」2014（平成26）年12月17日2面
- 日本経済新聞「税収偏在『是正できぬ』」2007（平成19）年7月5日7面14版
——「寄付金優遇税制を拡充」2007（平成19）年9月5日1面14版
- 石井吉春「ふるさと意識をどのように地域づくりに活かすのか～『ふるさと納税』制度の課題を考える～」
<http://homepage2.nifty.com/yoishii/ronbun/05.pdf>
（最終閲覧日2014年12月19日）
- 首相官邸「鳩山総理の演説・記者会見等」
http://www.kantei.go.jp/jp/hatoyama/statement/200910/26_syosin.html（最終閲覧日2014年12月19日）
- 総務省「地方財政白書」
http://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/index.html（最終閲覧日2014年12月19日）
- 総務省「ふるさと納税研究会報告書」
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/furusato_tax/pdf/houkokusyo.pdf（最終閲覧日2014年12月19日）
- 総務省「平成24年度地方公共団体普通会計決算の概要」
http://www.soumu.go.jp/main_content/000261446.pdf
（最終閲覧日2014年12月19日）
- 総務省「地方財政統計年報」
<http://www.soumu.go.jp/iken/zaisei/toukei.html>
（最終閲覧日2014年12月19日）
- 総務省「『地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針』の策定」
http://www.soumu.go.jp/iken/pdf/I00512_1.pdf
（最終閲覧日2014年12月19日）
- 東海税理士会「ふるさと納税について」『税務研究録』
<http://www.tokazai.or.jp/counsel/pdf/kenkyuuroku.pdf>（最終閲覧日2014年12月19日）
- 徳島県「ふるさと“OURとくしま”応援サイト」
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2011010500174/>
（最終閲覧日2014年12月19日）
- 徳島県「決算」
<http://www.pref.tokushima.jp/zokusei/kessan/>
（最終閲覧日2014年12月19日）
- 徳島県「平成26年度当初予算の概要」
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2014031100101/>
（最終閲覧日2014年12月18日）
- 徳島県「徳島県内市町村の財政状況」
<http://www.pref.tokushima.jp/docs/2005051100042/>
（最終閲覧日2014年12月19日）
- 徳島市「平成26年度予算の主要施策の概要」
<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/zaisei/yosan/h26-6.html>（最終閲覧日2014年12月19日）
- 徳島市「年度別決算の状況」
<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/zaisei/kessan/index.html>（最終閲覧日2014年12月19日）
- 徳島市「ふるさと応援寄附金（ふるさと納税）」
<http://www.city.tokushima.tokushima.jp/furusato/>
（最終閲覧日2014年12月19日）
- 鳥取県「『ふるさと納税』制度創設の提言」
<http://www.pref.tottori.lg.jp/secure/502561/190712-hurusato.pdf>（最終閲覧日2014年12月19日）
- 内閣府「県民経済計算」
http://www.esri.cao.go.jp/jp/sna/sonota/kenmin/kenmin_

ふるさと納税の新しい公共への活用

top.html (最終閲覧日2014年12月19日)

内閣府 NPO ホームページ

<https://www.npo-homepage.go.jp/index.html>

(最終閲覧日2014年12月19日)

ふるさと納税情報センター情報発信サイト

<http://info.pref.fukui.lg.jp/furusatonouzei/index.html>

(最終閲覧日2014年12月19日)

松井真理子「自治体における『新しい公共』をめぐる NPO
の現状と課題」

<http://www.geocities.jp/ssk21ww/ronbun-matsui2.pdf>

(最終閲覧日2014年12月19日)

みんなの知識ちょっと便利帳「全国都道府県別市町村数一
覧」

http://www.benricho.org/chimei/kazu_all.html

(最終閲覧日2014年12月19日)

大和市「新しい公共を創造する市民活動推進条例につい
て」

<http://www.city.yamato.lg.jp/web/katudo/jourei.html>

(最終閲覧日2014年12月19日)